

平成30年6月18日

民事部（総括）主任書記官 殿（20部、21部を除く。）

民事訟廷（副）管理官 殿

東京地方裁判所民事首席書記官 菊池恒夫

控訴審において、当審の判決に対し、閲覧等制限申立て及び
決定等がされた場合の東京高等裁判所民事部及び知的財産高
等裁判所の運用について（事務連絡）

今般、件名の運用につき、東京高等裁判所民事首席書記官及び知的財産高等裁判
所首席書記官から、別添「「控訴審において、当審の判決に対する閲覧制限申立て
がされた場合の連絡について（依頼）」に対する回答」」（以下「別添回答」とい
う。）のとおりとする旨の回答がありました。

今後は、控訴審において、当審の判決書に閲覧等制限の申立てや決定等があった
場合には、控訴審の訟廷管理官（庶務係）を通じて当庁民事訟廷庶務第一係（以下
「庶務第一係」という。）に当該申立書等の写しが提供されることとなります。

ただし、控訴審から、当庁民事部に対し、別添回答の記1の事務を新たに行うこと
及び記2の事務を今後も継続することが求められましたので、各部においては、
記1の事務を遺漏なく行ってください。

なお、記2の「東京地方裁判所民事部における方策」とは、4月6日付け当職事
務連絡「判決書写しの提供について」で各部にお願いしている控訴審の担当部に対
する閲覧等制限の申立て等の有無の確認を指しますが、今後は、この確認は雑誌社
等への貸出しの際に、庶務第一係で行いますので、各部で確認をする必要はありません。

おって、確認が必要な事件を特定するため、閲覧等制限の申立て等のあった（判

決に限らない。）事件について、一括貸出のため判決写しを提供する際には、民事判決書一覧の「閲覧等制限の申立ての有無」欄は「有」とし、備考欄にその結果等を記載することを徹底してください。